

藤沢市自転車等駐車場設置事業補助金取扱要領

藤沢市自転車等駐車場設置事業補助金交付要綱（平成２３年４月１日制定）
第３条第１項の規定に基づき、「市長が適当と認める」取扱について、次のように定める。

１ 「駐車場を新設又は増設するもの」について

藤沢市自転車等駐車場設置事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第３条第１項第１号の駐車場を新設又は増設する際に、市長が補助の対象事業として適当と認めるものは、次の要件を満たすものとする。

（１）本市が毎年度実施している放置自転車等実態調査（以下「実態調査」という。）に基づき、公表する「自転車等駐車場需給バランス」により、駐車需要が収容台数を上回っている鉄道駅周辺に位置するもの。

１－１ 実態調査

実態調査は、本市が独自に自転車等駐車場の収容台数、利用台数、放置自転車等台数の調査を行っているものである。この調査時期は、毎年度７月と１１月に行っている。

公表する自転車等駐車場需給バランス（以下「需給バランス」という。）は、１１月の調査結果を基に集計したものである。

要綱に基づく、交付対象事業の可否の判断は、この需給バランスに基づき判断するものとする。

１－２ 収容台数

収容台数は、市営自転車等駐車場及び民間自転車等駐車場の収容可能台数を合算したものである。

１－３ 駐車需要

駐車需要は、市営自転車等駐車場及び民間自転車等駐車場の利用台数、放置自転車等台数、定期予約者数を合算したものである。

定期予約者数は、市営自転車等駐車場の指定管理者から提出される月次報告のうち、実態調査と同月の市営自転車等駐車場の定期予約者数に対して、指定管理者が３年に１度実施する「定期予約者へのアンケート調査結果(※)」において、定期予約者のうち、現在の交通手段が徒歩及びバスである割合を乗じたものである。

※要領制定時の直近調査は平成30年11月に実施。以後令和3年11月、令和6年11月を目途にそれぞれ実施予定。

2 需給バランスの算定方法

需給バランスは、駐車需要から収容台数を差し引いて算定する。結果、正の整数であれば、駐車需要が収容台数を上回っていると判断するものとする。反対に負の整数であれば、駐車需要が収容台数を下回っていると判断するものとする。

3 鉄道駅周辺の考え方

鉄道駅周辺とは、藤沢市自転車等の放置防止に関する条例（平成2年3月29日制定）第8条第1項の規定に基づく自転車等放置禁止区域内（以下「区域」という。）に位置するものとする。

区域を設定していない駅については、同駅改札から600メートル以内に位置するものとする。

（2）藤沢駅から直近に位置する藤沢本町駅・本鵠沼駅・鵠沼駅については、現在藤沢駅に集中している駐車需要を負担しうる可能性があるため、実態調査結果によらず、個別案件として交付対象事業の判断を行う。

（3）大規模開発等の影響により、周辺人口が増加していることが認められる鉄道駅周辺については、実態調査結果によらず、個別案件として交付対象事業の判断を行う。

2 「既存の駐車場を改築するもの」について

要綱第3条第1項第2号の既存の駐車場を改築する際に、市長が補助の対象事業として適当と認めるものは、原則として、機械設備の機能向上による改築を対象とし、更新のみ行う場合は対象外とする。

事例としては次の場合が考えられる。

（1）前輪乗せラックから2段式ラックとする場合は、改築として補助対象とする。

（2）2段式ラックから垂直式スライド2段ラックとする場合は、改築として補助対象とする。

（3）垂直式スライド2段ラックから垂直式スライド2段ラックとする場合は、更新となるため補助対象外とする。

3 相談の手続きについて

- (1) 補助金に関する事前相談をしようとする者は、「事前相談申込書（様式ア）」を提出する。
- (2) 藤沢市長は、前項の「事前相談申込書」の内容について、補助の対象事業として適正であるかどうか確認後、回答する。
- (3) 所管課である道路下水道総務課は、相談結果について、「補助金相談簿（様式イ）」に記録する。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

(様式ア)

年 月 日

藤沢市自転車等駐車場設置事業補助金に関する事前相談申込書

藤沢市長

相談者 住 所 _____
 法人名 _____
 氏 名 _____ (担当)
 (法人の場合は、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名)
 電話番号 _____

次のとおり申し込みます。

1 施 工 場 所	藤沢市
2 事 業 内 容	新 設 ・ 増 築 ・ 改 築
3 事 業 予 定 面 積	m ²
4 予 定 構 造	造 地上 階、地下 階 / 平 面
5 予 定 台 数	台
6 着 手 希 望 時 期	年 月

※事務処理欄 (記入しないでください)

☐ (新設・増築・改築) の補助の対象事業である。

☐ 補助の対象とはならない。

(理由)

課長	主幹	補佐	主査	担当	報告

(様式イ)

補助金相談簿

受付 番号	収受日	相談者	施工場所	事業内容	予定 面積	予定 台数	検討結果	対応者